

工事事故等発生における緊急事態宣言 実施事項

- ① 各地区の「労働基準監督署」と「江戸川河川事務所」
合同による「安全パトロール」の実施。
- ② 江戸川河川事務所による抜き打ち「安全パトロール」
の実施。
- ③ 毎週の工程会議等において、週間工程表の他、安全記
録等についても「主任監督員」へ提示し、現場で行って
いる安全対策等の報告を行う。
 - ・KY活動記録、安全日報、朝・昼礼の記録等。
- ④ 作業終了及び事故等の有無を報告
 - ・毎日の作業終了後、「請負者」から「主任監督員」
へ「作業終了」及び「事故等の有無を報告」する。